

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 「基本方針」

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個人別の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績連動型株式報酬とで構成し、監査等委員および社外取締役については、業績連動は相応しくないと考えるため基本報酬のみとする。

2. 「基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、その額は、役位、役職、在任年数に応じてあらかじめ定められたポイントを基に、社員の給与水準等を総合的に勘案し決定する。

3. 「業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）の業績連動報酬等および非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」によるものとし、その額は、取締役へのインセンティブとして有効に機能させるため、該当期の収益等をベースとした業績達成度、各取締役の業務執行状況、配当の状況、社員の賞与水準等を総合的に勘案し決定する。なお、業績連動型株式報酬の支給時期は、原則として各取締役の退任時とする。

4. 「金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針」

取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）の基本報酬と業績連動型株式報酬の割合については、社外取締役（監査等委員以外）を含む指名・報酬委員会において、同業他社の水準等を基に検討を行う。取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役社長は、取締役個人別の報酬等の額の決定にあたり、指名・報酬委員会が答申で示す報酬種類別の割合に従うこととする。

5. 「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項」

取締役個人別の基本報酬および業績連動型株式報酬の額の決定については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその委任を受けるものとし、代表取締役社長は、取締役会が指名・報酬委員会の答申を経て定めた総額の範囲内で、指名・報酬委員会の答申内容（報酬種類別の割合に関するものを含む）に従ってその決定を行うものとする。

【参考：各組織等の役割】

